

## 丹南青少年愛護センター補導委員勤務規程

平成3年3月27日  
訓 令 第 1 号  
改正 平成30年7月27日訓令第2号

第1条 この規程は、丹南青少年愛護センター設置条例（平成3年福井県丹南広域組合条例第2号）第7条に規定する補導委員（以下「補導委員」という。）の職務について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 補導委員は、丹南青少年愛護センター所長（以下「所長」という。）が指示する日および時間に街頭補導に従事するほか、祭礼・行事その他特に街頭補導を行う必要があると思われる場合は、自主的に実施し、その結果をその都度、所長に報告するものとする。

2 補導委員は、前項に定める職務のほか、日常見聞する青少年育成上の問題点について、補導連絡並びに少年相談にあたるものとする。

第3条 補導委員は、職務を行うにあたっては、少年の特性を理解し、少年の名誉と人権を尊重し、秘密を厳守し、指導にあたっては、親身な愛情を持って行なわなければならない。

第4条 補導委員が勤務につく場合は、補導委員の証（別記様式）を携帯し、職務上正当な要求があったときは、これを提示し、身分を明らかにしなければならない。

第5条 所長から街頭補導の指示を受けた補導委員は、あらかじめ示された時刻までに所定の場所に集合し、2人以上組で従事するものとする。

第6条 補導委員は、街頭補導を行なったときは、補導日誌に必要事項を記入し、所長に提出するものとする。

第7条 街頭補導の処理にあたっては、次の各号に準じて行なうものとする。

- (1) 不良行為（飲酒、喫煙、喧嘩、たかり、深夜徘徊、不良交友、怠学怠業、交通違反、その他自己または他人の徳性を害する行為）を行なっている少年には、適切な注意、助言を与え、できる限り少年の住所、氏名、年齢、職業、保護者名等を明らかにしなければならない。
- (2) 犯罪行為を行なっている少年を発見した場合には、警察または所長に速報し、臨時の措置をとるとともに、事案の処理に必要な資料の収集に協力するものとする。
- (3) 保護を要すると認められる少年（家出または虐待、酷使、放任等により福祉上の措置を必要とする少年）を発見した場合は、事情を聴取したうえで、警察または所長に連絡するとともに、保護に必要な臨機の措

置を講ずるものとする。

第8条 少年相談を受けた場合は、相手の立場を理解し懇切に対応するとともに、すみやかに所長に報告し、その指示を受けて、相談の適切な処理に努めなければならない。

第9条 補導委員は、日常生活の中で見聞した少年の非行化防止上の問題点については、その都度所長に報告するとともに、関係機関の協力を得て、家族、地域社会その他関係方面の調整に努めるものとする。

第10条 補導委員は出版物、芸能、玩具、広告物その他のもので、青少年に有害と認められる事象を認知したときは、すみやかに所長に報告するとともに、環境浄化に協力しなければならない。

第11条 補導委員は、その職務を行なうにあたって、人権あるいは災害事故の発生を防止するため、次の点に留意しなければならない。

- (1) 勤務上知り得た少年事案について、特定の少年やその家族が推知されるような内容を他に漏らさないこと。補導委員を退いたときも同様とする。
- (2) 少年に注意助言を与え、または事情を聴取する場合には、人目につかないよう留意するとともに、応接にあたっては冷静、沈着かつ言動を慎まなければならない。
- (3) 交通あるいは受傷事故の防止に留意し、呼びかけの時機および場所の選定にあたっては、交通量、明暗の度、相手の人数等諸般の状況を考慮すること。

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(別記様式)

(表面)

第	号
補 導 委 員 証	
次の者は、丹南青少年愛護センター補導委員であることを証する。	
氏 名	
委嘱期間 自平成 年 月 日	
至平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
福井県丹南広域組合管理者 印	

(裏面)

「補導委員証」取り扱い上の留意事項

- ・補導業務を行う場合は、必ずこの「補導委員証」を携帯し、相手に対し呈示すること。
- ・この「補導委員証」は、他人に貸与または譲渡しないこと。
- ・この「補導委員証」は、補導委員としての資格を失ったときは、直ちに丹南青少年愛護センターへ返納すること。
- ・この「補導委員証」を紛失したときは、直ちに丹南青少年愛護センターへ届け出ること。